

外部との連携による探究的な学び推進助成 【モデル授業(単元) 開発型】 募集要領

1. 「こどもの創造的学び」について（趣旨）

神戸市では、「こどもの創造的学びのビジョン」として“「挑戦」を尊び、称えあう街へ”という方針を掲げ、こどもたちが様々な「本物」や「あこがれ」と出会い、好奇心を持って果敢にチャレンジすることで、「予見困難」と言われる未来を、創造力を持って切り拓いていく文化が根付く都市を目指しています。

神戸市、デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者、教育委員会事務局等が参画する「こどもの創造的学び推進実行委員会」（以下、「実行委員会」）は、2025年（令和7年）に創造的学びの「神戸モデル」が確立する状況を目指し、2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）までの5年間を「研究期」「実践・拡大期」「定着期」の3期に分けて段階的に取り組んでおります。

「定着期」の今年度、実行委員会の事業として、以下の目的を達成するために、「外部との連携による探究的な学び」に取り組む、神戸市立の小学校・中学校・義務教育学校、及び連携する外部団体に対して、助成・その他支援を行います。

2. 「外部との連携による探究的な学び」助成事業について ※1

（1）目的

- 『外部との連携による探究的な学び』モデル授業(単元) ※2 の開発
- モデル授業（単元）の開発に取り組む、学校・教職員・外部団体の支援
- 神戸市内で実施される『外部との連携による探究的な学び』の情報集約と学習活動の紹介

※1 『外部との連携による探究的な学び』とは

神戸市立の小学校・中学校・義務教育学校が、外部団体（民間企業・NPO法人・官公庁・個人など）と連携をして、授業の一環として実施される探究的な学び。

※2 モデル授業(単元)とは

神戸市立の小学校・中学校・義務教育学校において「外部との連携による探究的な学び」を取り入れた授業（単元）のうち、他校への展開、及び継続的な実施が見込まれる学習活動。

(2) 助成事業の手続き及び助成内容

- ①助成を希望する**学校が実行委員会に対して応募**します。(応募書類の様式あり)
⇒ p3 (4) 応募方法 参照
- ②提出された応募票等の書類(様式あり)に基づき実行委員会が厳正に審査し、採択校を決定します。
⇒p5 (7) 選定方法 (8) 評価項目・評価観点・配点 参照
- ③「外部との連携による探究的な学び」を実施する際、実施に向けた事前準備や、直接的に係る経費に対し**補助率100%、かつ上限30万円を補助**します。
- ④採択事業は**約10件の選定**を予定しており、助成額は審査ののち決定いたします。
- ⑤助成金の申請・交付等の手続きについては、**学校の業務負担軽減を図るため、連携する外部団体と実行委員会**で行います。 ⇒図1 参照
- ⑥助成対象経費の詳細は、実行委員会が別途定める「外部との連携による探究的学び推進助成金【モデル授業(単元)開発型】交付要綱」をご参照ください。
- ⑦助成対象となる事業/授業(単元)の準備・実施等については、実行委員会、教育委員会事務局が支援します。
- ⑧実行委員会は採択事業に対し、神戸市を含めた媒体を活用した広報支援を行います。
- ⑨募集事業については、以下のすべての要件を満たす事業とします。

- 1. 「こどもの創造的学び」の趣旨、及び2. 助成事業の目的に合致していること
- 創造性・探究性が高い事業であること
- 他校への展開性・継続性を見込める事業であること
- 具体的な成果を期待できること
- 計画及び経費の見積りが適正であること
- 2024年(令和6年)3月31日までに、終了する事業であること

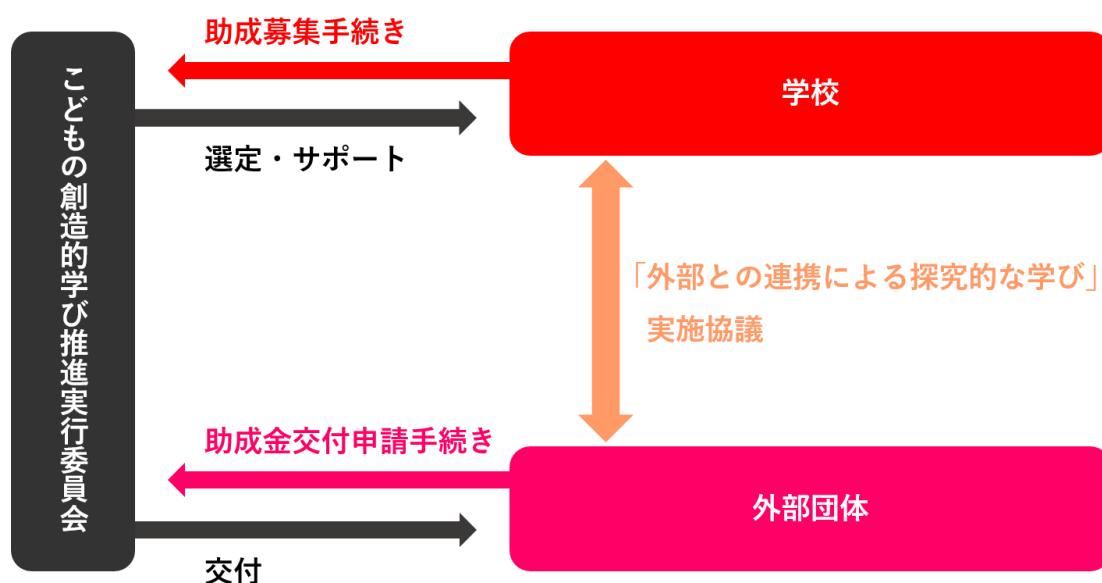


図1 助成募集手続きと助成金交付等の流れ

(3) 外部団体における応募資格

応募の資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとします。

- ①提案事業者及びコンソーシアムの構成員が事業に必要な免許又は資格等を備えていること。
 - ②応募時点で提案事業者及びコンソーシアムの構成員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ. 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
 - ロ. 地方公共団体における指名停止基準要綱などに基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
 - ハ. 既に納期が到来している国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税に未納又は滞納がある者
 - ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- ③団体名義の口座を保有していること（個人名義、他団体名義は不可）
 - ④NPO法人の場合は、所轄庁への報告義務を果たしていること
 - ⑤団体の情報を広く一般に情報公開していること
 - ⑥提案内容の公表の時期や範囲等に関して、実行委員会と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
 - ⑦選定された場合、事業を速やかに開始し、協議のうえ必要な協力・調整ができること。
 - ⑧政治的・宗教的な提案を含まないこと。
 - ⑨公序良俗に反する提案を含まないこと。

※上記応募資格を明らかに満たさない応募者の提案は審査の対象としません。

※選定後に上記応募資格を満たさないことが判明した場合、選定を取り消す場合があります。

※選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合があります。

(4) 応募方法

学校応募票等の提出【締切：2023年（令和5年）5月26日（金）】

次の書類A・B・C・Dを制作の上、郵送またはメールにて学校がとりまとめて実行委員会へ提出してください。（Dは、必要に応じて任意に提出することができます。）

- A 学校応募票（様式1-1【学校情報】 様式1-2【計画書兼報告書】）
- B 企業等概要書兼誓約書（様式2）
- C 事業計画書（様式3）
- D 参考資料（様式自由）

※提出された書類は、選定以外の目的には使用いたしません。（ただし、情報公開条例にもとづく公開請求があった場合を除きます。）

※提出書類の様式は下記ウェブサイトからダウンロードできます。

※募集締め切り後、場合によっては二次募集を実施する可能性があります。

資料格納先：<https://design.city.kobe.lg.jp/kaihatsugata/>

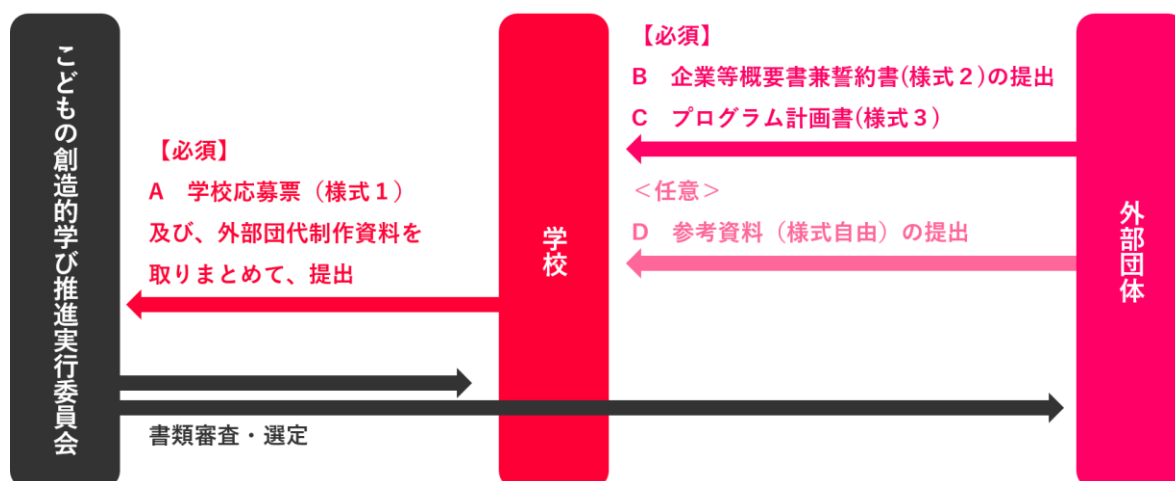


図2 応募と書類審査・選定の流れ

(5) スケジュール

4月12日(水)	募集開始(4月13日:中学校長会 4月24日:小学校長会)
～約2週間～	
5月26日(金)	提案書の締切 ※提出方法:実行委員会へ電子メール送付または郵送。
～約1週間～	
6月上旬	実行委員会での書類審査・選定 ※日程は変更になる場合があります。
～約1週間～	
6月中旬	選定結果の通知・公表
～選定事業者による事業の遂行～	
12月中旬	中間報告
～選定事業者による事業の遂行～	
～採択事業終了後 随時 報告書等の提出～	
～助成金の交付～	
令和6年 3月末	採択事業実施対象期間 終了
4月	実績報告書の提出 最終期限 助成金の交付 最終期限
4月末	R5年度 最終報告

(6) 中間報告・最終報告について

中間報告では採択事業の進捗状況の報告を書面や面談等で、最終報告では、実施校より実施した授業(単元)の実績、及び、外部団体より今後の計画を報告し、事業の紹介や情報交換を行う機会とさせていただきます。

(7) 選定方法

応募資格等の要件審査を実施後、学校応募票、事業計画書等に基づいた書類により選考します。

- ①実行委員会では、学校応募票、事業計画書等の内容に関する審査を行い、実施校、及び外部団体を選定する。
- ②選定の結果は、各提案者に対して事務局から通知するとともに選定された実施校・外部団体、及び、事業はweb等で一般に向けて公開する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。
- ③選定する委員自身が、提案者の利害関係に該当する場合、該当する提案者の審査に加わらないこととする。
- ④各委員の評価点が、満点の6割以上であることを最低基準点とし、一人でもその基準に達していない場合、提案は選外とする。

(8) 評価項目・評価観点・配点（満点：100点）

※下表の配点項目ごとに評価視点が異なりますのでご注意ください。

評価項目	評価観点	配点
創造性・探究性	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が本物（先端技術、各分野で活躍する外部団体・人物等）と出会い、正解のない課題へと挑戦する創造的な学びか ・子ども達の探究的な学び（『課題を設定し、情報を収集、整理・分析を行い、まとめ・表現ができる資質・能力』等）を展開しているか。 	40
展開性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降、他校への展開・継続的な実施が見込まれるか。 	30
実現可能性・費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、スケジュールは具体的かつ実現可能性が高いものとなっているか。 ・実施体制は適切で、十分な実績を有しているか。 ・事業規模に応じた適切かつ効率的な見積りとなっているか。 	30

(9) その他留意事項

①募集要項の承諾

外部団体は、企業等概要書兼誓約書の提出をもって、実施校は、学校応募票の提出をもって、実施本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

②提案費用の負担

提案に要する費用は、外部団体、実施校の負担とします。

③使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとします。

④著作権

提案書の著作権はそれぞれの制作者、外部団体、実施校に帰属します。但し、実行委員会

は、採択となった事業実施に当たって、審査結果の公表等、その他必要な範囲で、一部または全部を無償により、提案者の許諾を得て使用することができるものとします。また、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

問い合わせ先・書類提出先

担当：デザイン・クリエイティブセンター神戸 安藤、三好

住所：〒651-0082

神戸市中央区小野浜町1-4 デザイン・クリエイティブセンター神戸 3階

こどもの創造的学び推進実行委員会 事務局

Tel：078-325-2235

E-mail：kodomo_jimu@kiito.jp

外部との連携による探究的な学び推進助成【モデル授業(単元)開発型】フロー

